



協会けんぽ しが



職場の皆様でご覧ください。

参加費
無料



女性に起こりうる
メンタルヘルス不調や
対処する方法を
学んでみませんか？

事業主・労務担当者向け

健康経営®セミナーのご案内

※「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

女性のメンタル対策・治療と仕事の両立支援・事業所による健康づくりの事例発表など、健康経営を進めるうえでお役立ていただける、健康経営セミナーを今年も開催します。ご参加にあたっては、下部参加申込書にご記入のうえお申込みください。

※参加人数上限に達した場合は、受付を終了いたしますのでご了承ください。

日時

令和7年 **2/18** Tue. 14:00~16:20
(受付13:30~)

会場

栗東芸術文化会館 さきら中ホール
栗東市縄2丁目1-28

〈主催〉
協会けんぽ 滋賀支部

〈共催〉
滋賀産業保健総合支援センター

〈後援〉
一般社団法人 滋賀県医師会
滋賀県

第1部



〔講演〕

「女性の健康課題におけるメンタル対策」

〔講師〕

高橋 健太郎 (たかはし けんたろう) 氏

滋賀県医師会会長、滋賀産業保健総合支援センター産業保健相談員

第2部

- 「協会けんぽの健康づくり事業の展望について」 協会けんぽ滋賀支部
- 「従業員の治療と仕事の両立支援について」 滋賀産業保健総合支援センター
- 優良事業所による健康経営取組事例発表

問合せ

協会けんぽ滋賀支部 企画総務グループ ☎077-522-1103
〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階



参加申込書を、FAX送信または
上記問合せ先までご郵送ください

FAX
送信先

協会けんぽ滋賀支部

077-522-1138

健康経営セミナー参加申込書

事業所名	事業所記号	参加人数
		名様
事業所所在地	連絡先	

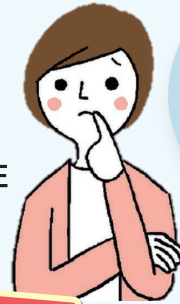
上手な医療のかかり方 できていますか？

軽症の患者さんが
大きな病院に
集中すると…

時間外受診が
増えると…

医療のかかり方によって生じる 可能性があるデメリット

- 緊急度の高い患者の治療ができなくなる
- 受けられる医療の質や安全が低下する可能性
- 医療費・自己負担の増加
- 待ち時間が増加



2022年度
診療時間外受診状況
**滋賀支部は
ワースト5位**
なんです…

上手な医療機関のかかり方って どうすればいいの？

● かかりつけ医をもつ

「かかりつけ医」がいると、体調の変化で気になることを気軽に相談でき、新たな病気に
かかったときも、体質や過去の病歴などに照らして診察してもらえます。

● 時間外受診は控えて、診療時間内に受診する

休日や夜間に受診すると、日中とは異なり、検査なども十分にできないことがあります。
やむを得ない場合を除き、時間外受診は控えましょう。

お近くの医療機関を
調べるならこちら
(医療情報ネット ナビイ)



厚生労働省HP

上手な医療のかかり方
についてはこちら



厚生労働省HP

上手な医療のかかり方啓発のため ポスターを作成しています

協会けんぽ滋賀支部加入の事業所には、ポスターを
お送りいたします。ご希望の場合は、協会けんぽ滋賀
支部企画総務グループ (077-522-1103) までご連
絡ください。(在庫限りとなります)



資格情報のお知らせと 加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする
仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しまし
た。従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。その際にお知らせしておりました直近に加入された方
の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いた
しますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構に
おいて新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、
令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方



協会けんぽ
マイナンバー
専用ダイヤル

0570-015-369

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

〈発行〉 全国健康保険協会 滋賀支部

協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階
TEL: 077-522-1099 FAX: 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。



「被扶養者状況リスト」 提出はお済みですか？

- 提出期限は過ぎていますが、
まだお手元にリストがある場合は
すみやかにご提出をお願いいたします。